

# 令和5年度 事業計画

## 法人運営について

近年においては社会保障制度の見直しや、さまざまな支援制度等の見直しが行われてきました。しかし現在の社会においては公的な支援だけでは解決出来ない部分が益々進んでいる状況となっています。社会的孤立や生活困窮、そして家族や職場、地域といったつながりの形が変化する中において、社会福祉法人には新たな取り組みが求められています。

社会福祉法人は公益性と非営利性を強く求められる組織として位置付けられているところにあります。緑新会では、理念に位置付けられている「地域における、地域のための、地域に開かれた生活必需施設」を認識し、当法人においては、何ができるかということ、地域を見つめながら再度考えていきたいと思えます。

また、昨今においては多くの社会福祉施設においてご利用者や園児に対して虐待や暴力が明るみに出て、不祥事等により施設の信頼性を損なう事案が多く発生しております。今後は虐待や・権利侵害の根絶に向けた取り組みを行っていきます。

そのためのポイントとして

- (1) すべての福祉従事者が、本来有している高い倫理観と専門性をさらに向上させていく。
- (2) 働きやすく風通しのよい職場風土づくりに向けて、職員同士がともに確認し合い、不適切なサービスの芽を摘み、より良い福祉サービスを創出する職場風土を築いていく。
- (3) 組織、体制の再構築に向けて、第三者評価をはじめとして外部のチェックが入る仕組みを積極的に導入するとともに、ボランティアの参画など地域に開かれた施設・事業運営を推進していく。
- (4) 不適切な事案が発生した際に、迅速に行政に報告し、利用者・家族への適切な対応を図るなど、迅速かつ適切な対応に必要な体制ができるように努める。

## 基本方針

- (1) 緑新会定款においては、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う」と、示されています。これから益々進む少子高齢化時代に対応できるよう多様な福祉サービスを、創意工夫して提供できるように組織全体で取り組んでいきます。
- (2) 「安定した運営の実現と安心できるより良いサービスの提供の実現」を目指すために法人の体制を整え、計画的な運営が実現できることが必要不可欠です。多様な視点からの検証を行い、(PDCA)の取り組みを実践しながら、計画的に進めていきたいと考えています。また、対人支援に対する基本的な考え方は維持しつつ、状況によっては職員個々が臨機応変な対応をとるべく、理解することが大切であり、「誰のために・・・何のために・・・」を、実践するためには「変わらない信念・・・変われる勇気」の取り組みが重要であると考え

ます。

- (3) 私たちは個人であると同時に、社会福祉法人緑新会の組織人であります。取り組むべき課題等については常に共通認識し（価値観を共有すること：仲が良いとか、反発心で組織を批判しないこと）、新たな方向性を見だし、前に向かって進んでいきたいと考えています。

## 地域について

### 天草・新和地域の情勢について

天草市の高齢化率が本年2月末現在で41.8%。新和町の高齢化率が同じく2月末現在で51.1%となっています。施設が開設した平成6年4月の新和町の人口が4,673人。本年2月末の人口が2,651人。比較した場合、2,022人の減となっており、介護サービスの面から見た場合提供する側と利用する側、つまり需要と供給のバランスが大きく崩れていることを伺うことができます。

開設当初の法人の理念である、『施設は地域における、地域のための、地域に開かれた施設であること』を念頭として取り組みを行ってきましたが、想像を絶するような高齢化と人口減少の進行に、事業としての大きな岐路に立っていると認識しています。

高齢者を支える社会環境は変化をしています。介護保険スタート時は、詳細にわたる計画が必ずしも万全とはいっておらず、制度のうたい文句として『走りながら考える』というのが、看板の一つだったと思っています。しかし、先般述べた通りの社会環境の大幅な変化により、制度そのものの存続を将来的には不安視されるような状況になってくることも考えられます。

法人及び施設の地域における使命感は、ただ単に高齢者の方々の生活を支えるという視点だけではなく、社会の維持存続のための役割においても大きな意義が求められてくると考えます。

## 地域との関係の継続

- ・利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人・地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。
- 一 地域での生活を重視したサービス方針の確立
  - ・在宅サービス、施設サービスのそれぞれにおいて、利用者の地域での生活の継続を重視したサービス提供方針を明文化し、利用者一人ひとりのサービス提供に反映するように努めます
- 二 在宅での生活を支えるサービス提供
  - ・できる限り在宅での生活を継続できるよう、多方面からの支援を行います
- 三 家族や介護者等に対する支援
  - ・家族や介護者が社会的に孤立しないよう支援を行います
  - ・家族や介護者の負担感を軽減できるような支援を行います
  - ・家族や介護者に対して、利用者の障害特性や認知症などに対する理解を促す機会を設け、利用者と家族（介護者）との関係の維持促進の支援を行います
  - ・施設で開催する行事へ利用者の家族のみならず、知人・友人の参加を呼びかけるなど、交流

の維持促進の場を設けるような支援を行います

#### 四 施設機能の活用

- ・法人が有する施設、設備、職員を活用して、地域住民と利用者の交流や地域に対するサービスを意図した取り組みを行います

#### 五 ボランティアの育成と活動支援

- ・ボランティアの受け入れにあたっては、単に職員業務の補助・補完ではなく、利用者との直接的な交流を図る視点で、育成、活動支援を行います

#### 六 地域の社会資源の活用

- ・既存の社会資源について、利用者の個別的状況に配慮しつつ、活用できるよう支援を行います。
- ・地域社会で行われるさまざまな行事や活動について、利用者の個別的状況に配慮しつつ、参加できるような支援を行います

## 地域における公益的な取組の推進

- ・地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。

#### 一 実施している事業の確認

- ・現に行っている事業を社会福祉事業及び公益事業、地域における公益的取り組み等に整理し、今後地域の援助ニーズと連携できるように努めます

#### 二 低所得者への配慮

- ・介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等、低所得者に配慮した取り組みの実践を行います

#### 三 困難事例への取り組み

- ・入所施設における課題の多い家族のいる利用者の受け入れ等、経営する社会福祉事業において、困難事例に積極的に取り組んでいきます

#### 四 多様な社会福祉援助ニーズの把握

- ・生活圏域における他法人との連携などの取り組み等も視野に入れて、地域の多様な援助ニーズを把握するような体制整備に努めていきます
- ・地域の「福祉の総合相談窓口」として、多用な相談に応じる機能や、自組織では対応困難なケースを適切な機関につなぐ機能も活かすように努めます

#### 五 多様な主体との連携・協力

- ・他の社会福祉法人や社会福祉協議会及び保健・医療機関等さまざまな団体と連携・協働し、地域住民の生活の質の向上に向けた取り組みを行います

#### 六 地域を包括する公益的な取り組みの推進

- ・経営する社会福祉事業の周辺領域の対価性の少ない事業に対しても取り組みを行います
- ・必要であれば、法人独自での社会福祉援助ニーズに対しても公益的な取り組みを行います
- ・他の社会福祉法人等と連携して、地域を支える公益的な取り組みを行います

#### 七 地域を活性化する取り組み

- ・合同研修や共同行事の開催を企画するなど、地域の活性化を意図した取り組みを行います

#### 八 地域全体のサービスの充実に向けた取り組み

・近隣の他法人ではできないサービスを補完する役割や、周囲と共同することで解決できるスケールメリットの構築についても検討し、実践に努めます

#### 九 福祉に対する理解の促進

・地域住民を対象とする講演会・研修会の実施等を通じて、地域住民の福祉に対する理解を促進し、地域の福祉文化の醸成の取り組みに努めます

#### 十 地域の安全・安心への取り組み

・地域の各種福祉計画の策定への参画や行政、地域連携・協力のネットワークへの参加協力を行います

・災害支援、行政との適切な連携のもと、災害時における積極的な支援活動への参画を行います。

・災害時の取り組みとして、福祉避難所の取り組みへの備え等、地域住民の安全・安心な生活の確保に努めます

## 継続的取組

(1) 法人の基本理念である「誰のために・・・何のために・・・」そして「変わらない信念・・・変われる勇気」の実践に努める。

「変わらない信念を維持するためには、状況に応じて柔軟な考え方、姿勢が求められてきます。その言葉を簡略すると、変わらない信念・・・変われる勇気」ということになります。

(2) 「創意工夫」、「試行錯誤」、「臨機応変」の実践に努める。

#### 創意工夫

今までだれも思いつかなかったことを考え出し、それを行うためのよい方策をあれこれ考えること。▽「創意」は新しい思いつき、今まで考え出されなかった考え。「工夫」は物事を実行するために、よい方策をあれこれひねり出すこと。

#### 試行錯誤

新しい物事をするとき、試みと失敗を繰り返しながら次第に見通しを立てて、解決策や適切な方法を見いだしていくこと。▽「試行」は試しに行うこと。「錯誤」は誤り・間違い。

#### 臨機応変

状況に応じた行動をとること。場合によって、その対応を変えること。▽「臨機」は事態にのぞむこと。「応変」は変化に応じる意。「機（き）に臨（のぞん）で変（へん）に応（おう）ず」と訓読する。

(3) 「10」の基本方針を理解し、組織の「和」をもって、全力で取り組む。

笑顔を大切に 想いを大切に 信頼を大切に 家族を大切に 仲間を大切に  
職場を大切に 地域を大切に 協同を大切に（力・心を合わせて事にあたる）  
自分を大切に 生活（くらし）を大切に

(4) 緑新会職員として目指すべき方向性。（心がけること）

①挨拶がきちんとできる人になる。

②報告・連絡・相談のできる人になる。

③聞き上手な人になる。（発言能力よりも、傾聴力をもっている人となる）

- ④「人材」としての基礎をもっている人となる。(人材＝自分で考え、自分で成果を上げられる人)
- ⑤発想の転換ができる人となる。
- ⑥すべての人から信頼される人となる。
- ⑦常に謙虚な気持ちをもち続け、同僚職員に対してアドバイスができ、また同僚職員からのアドバイスを受容できる人となる。
- ⑧人に対して、良い影響を与えられる人となる。
- ⑨常に固定観念に縛られず、型にはまらない人となる。
- ⑩共通認識を共有し、志をもち、取り組める人となる。
- ⑪変化を恐れない人となる。

#### (5) 職員の資質向上のための取り組み

- ①全国経営協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ②全国老施協及び熊本県老施協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ③民間企業主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
- ④OJTによる研修会の開催、(法人内研修)
- ⑤資格取得のための支援。
- ⑥現在まで行ってきた取り組みの見直しと再構築。

#### (6) 広報機能の強化

- ①ホームページと広報誌の充実をはかり、法人及び施設についての周知を充実させていく。
- ②説明義務をはたしていくと共に、支援者、協力者を得ながら事業を進めていく。

#### (7) 新規職員の採用に向けての継続的取り組み

##### ①基本方針

法人の「基本理念」に共感し、その具現化を図る職員、そして「緑新会の目指す職員像」に近づくべく、常に努力する職員の獲得を目指す。

##### ②重点目標

###### ア 人材の確保と定着

- ・多様な人材(外国人、高齢者、障がい者等)を雇用へとつなげる。特に、留学生及び外国人技能実習生及び特定技能実習生の受け入れに向けた具体的な取り組みについて研究を重ねる。
- ・職員の職場定着に向けた労働環境や処遇面等の改善を進める。

#### (8) 法人運営

- ①理事会の開催(概ね、年3回～4回)
- ②定時評議員会の開催(年1回以上)
- ③顧問の社会保険労務士と協議を行い、就業規則及び諸規程の見直しと補助金等の活用。
- ④計画性をもった年休付与の推進(バランスのとれた年休付与)
- ⑤ご家族様とのオンライン方式による面会の実施。
- ⑥法人内組織体制の見直し。

(9) 取り組むべき優先課題

- ①事業所ごとの BCP（業務継続計画）作成のための取組み
- ②科学的介護情報システム（L I F E）への取組み
- ③メディパスアカデミーを活用した職員研修の実施
- ④福祉サービス第三者評価に向けての取組み
- ⑤自然災害等を想定した、地域と協働した訓練の実施
- ⑥認知症介護に係る研修への取組み
- ⑦業務の標準化とマニュアルの確認と整備
- ⑧役割分担の履行（役割分担表を詳細に設定）
- ⑨関係機関との連絡調整
- ⑩専門性のための資格取得に向けての支援
- ⑪感染症対策等マニュアルの見直し
- ⑫介護ロボット、ICT（情報通信技術）等を活用した職員の負担軽減策の実現

【法人役員・職員の能力向上の取組みについて】

《社会福祉法人関係研修会》※出張報告は役員会において行う。

経営協研修会

福祉施設理事長会研修会

法人運営セミナー（制度改革対応セミナー）

生計困窮者レスキュー事業 CSW 養成研修会

熊本 DWAT 研修会

労務研修会

全国社会福祉施設経営者大会 等

《内部研修》O J T※研修内容は議事録により周知を行う。

事故対策研修

感染症対策研修

救急法基礎研修（天草消防組合）

社会保険労務士による研修会（各種規定の見直し）

口腔ケア（協力歯科医療機関）

リブドゥ（オムツ交換等）

サラヤ（衛生講習会）

記録の書き方

《外部研修》O F F - J T※出張報告は職員会議（全体会議）において行う。

※昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加を見合わせ。

特養施設長研修会

【県内の大会、研修会等の開催】

- (1) 各種テーマ別研修会（年6回程度）

(2) 熊本県老人福祉施設研究大会 (未定 熊本市)

(3) 熊本県介護保険施設連絡協議会研究大会 (未定 熊本市)

※主催 熊本県介護保険施設連絡協議会 (幹事団体: 熊本県老人保健施設協会)

※共通のテーマ (報酬改定等重要事項) があった場合のみの開催。

※上記の研修会いずれも、集合型、オンラインの両方で開催を検討。

#### 【人材確保に関する事業】

(1) 第2回介護フォトコンテスト

(2) 介護アシスタント事業 (県補助金事業)

#### 【九州及び全国の大会・研修会への参加】

(1) 九州老人福祉施設職員研究大会 (福岡大会: 令和5年10月19日~20日)

(2) 九社連老人福祉施設協議会施設長研修会 (熊本大会: 令和6年2月予定)

(3) 全国老人福祉施設大会・研究会議 (岐阜大会: 令和5年11月29日~30日)

(4) 九州ブロックカンントリーミーティング (未定)

#### 【その他の研修会等】

新会計基準研修会

人権同和問題研修会

熊本県宅老所・グループホーム連絡会天草支部研修会

熊本県ユニットケア基礎研修

介護労働安定センター主催の研修会

福祉職場OJT推進研修会

通所部会セミナー

各事業所集団指導

天草地区特養連絡協議会会議

「たんの吸引研修」 等

## 事務総務課

1. 今年度継続取り組みのBCP作成のために、研修案内などの情報収集に気を配り、プロジェクトチームへ報告していきます。
2. 電子申請に向けて、3ヶ年計画で実施していきます。今年度は、社会保険事務と雇用保険事務を電子申請できるよう準備します。
3. 業務の棚卸を進めていきます。(業務時間コスト削減のために)
4. 法人窓口である、事務総務課は、ご利用者様はもちろん、家族・地域の方へ心のある挨拶・対

応を心掛けます。

5. 法人内の中核としての役割…法人内に目配り気配りをし、利用者・職員の状態に応じた、緊急時でも人的・物的対応ができるよう努めます。
6. 収入予算として、ベッド稼働率を、従来型特養 96% 地域密着型特養 96% グループホーム 95% 短期入所 1日平均 5名 デイサービス 1日平均 6名を目標とします。支出予算として、人件費(外部委託を除き) 65%を目標とします。
7. 職員の資質向上の為、ネットを活用した研修やその他研修情報を継続して発信をしていきます。

法人基本理念の「笑顔いきいき心豊かに」の基、「誰のために…何のために」を意識し、日々努めていきます。

## 生活相談員

### 取り組み課題・内容

- 1 科学的介護情報システム(L I F E)導入に向けた取り組み・実践。
  - ・科学的介護情報システム(L I F E)導入に向けた事業所内での研修を実施します。
  - ・L I F Eへの各事業所登録を行い、データ送受信環境を整えます。
  - ・加算算定(科学的介護推進体制加算等)が可能であれば、ご利用者・ご家族へ説明の上、市及び県の担当課へ事業所の体制届等の届け出を行います。
- 2 業務継続計画(B C P)作成
  - ・多職種によりそれぞれの方面から、感染症発生時と自然災害発生時の業務継続ガイドラインを整備します。(クラスター発生時の経験をもとに再確認する)
  - ・その他、予想される不測の事態を想定したガイドラインを整備し、見直して行きます。
  - ・業務継続計画(B C P)に沿ってマニュアル等の見直しを行います。
  - ・自然災害時等の非常時に地域の拠点としての役割が担えるよう、日頃より自己点検等に努め危機管理意識を持って行動します。
- 3 相談支援業務の遂行
  - ・入所・入居相談をはじめ、様々な相談・ニーズに対して、創意工夫により出来る方法を考え速やかにかつ丁寧に対応します。
  - ・苦情の対応にあたっては、受付から相談・要望等まで幅広く真摯に対応し、苦情解決に努めます。
  - ・入所・入居判定会議、第三者委員会、運営推進会議等を定期的に及び、随時(必要に応じ)開催し、サービスの質の向上に努めます。
  - ・職員間・職種間の連携が図れるよう、調整指導を行います。
- 4 その他
  - ・介護支援ボランティアや実習生の受け入れ、介護の担い手の育成に努めるとともに実習生等への助言・指導等を通して、自己研鑽に繋がります。



- ・保険者はもとより、地域包括支援センターや各居宅支援事業者、認知症地域支援推進員、社会福祉協議会等と連携協力し、権利擁護や高齢者福祉の進展に寄与します。

## 介護支援専門員

- ① 生活を支える様々な場面で、五感に働き掛ける事を意識した本人との面接・面談を繰り返し、得られた情報から真意を学びます。
- ② キーパーソンや主介護者であった家族との面接・面談を並行して行い、家族としての思いや願いを受け止めながら、本人の意思を適切に尊重していきます。
- ③ 本人や家族から得られた情報と意向を踏まえ、その実現へ向けた検討を行います。
- ④ 検討の際は、関係職種による総合的な意見交換の場とし、共通の方向性を定めていきます。
- ⑤ 要望や課題に対し、誰がどのように関わっていくか明らかにし、本人や家族の同意の上でサービス提供を開始していきます。
- ⑥ 施設サービス計画書の説明・同意は、本人自身の意識を高める機会でもあり、誰もが聞いて分かる表現で伝えていきます。
- ⑦ 実際に提供されたケアが意思（要望や課題）を満たしているか、ケア内容の変更や調整は必要ないか、定期的に確認しながら評価していきます。
- ⑧ 入居後の経過で生じる様々な変化に対し、家族への定期・随時の報告と、その過程に於ける専門的な説明・助言を関係職種との協働によって適切に示していきます。
- ⑨ 様々な課題を抱える在宅生活に於いて、入居待機者の現状把握と、そこに準じた所で受け入れ能力を高めながら、包括的・柔軟性あるサービス提供によって地域を支えています。（誰もが頼れる存在で在り続ける）
- ⑩ 一人ひとりにあった自立や自律の在り方を考え、それぞれの願いや思いが何かの形として成り立つ過程を大切にしていきます。  
（自宅への外出や、友人・知人方との再会、その他楽しみにされていた出来事等）
- ⑪ 今は出来なくても再び出来るようになるかもしれない相手への信頼ある働き掛け、分からなくなってしまった事であっても、伝わる伝え方の工夫によって想い起こせるかもしれない可能性、常に意識しながら入居者様との関わりを深めていきます。
- ⑫ 各種クラウドを活用しながらケアマネジメントの質を高めていきます。

## 機能訓練指導員

- ① 動かせる範囲や頻度はわずかであっても、毎日の生活の中で続けていく事の大切さ（価値観の受け止めと尊重）を意識的に高めていきます。
- ② 本人が不自由や苦痛に思われる症状に対しては、直接的な手技や物理療法、医療との関わり合いによって緩和を図っていきます。
- ③ 人生の歩みが想起出来るコミュニケーションを続け、その過程から身体を動かす目的意識を明確にしていきます。（自然に動きたいと思う気持ちへ）

- ④ 結果を焦らず本人が周囲の状況を理解し、動作へ移行出来る過程を待ちながら、広い視野で見方を変え、経過を確認していきます。
- ⑤ 目標を大きく捉えず、わずかでも新たに出来た喜び、出来そうな動作への積極的な働き掛けを大切にしていきます。
- ⑥ 動き出したくなる住環境として、本人にとって良き印象となる空間作りと、不便に感じられる動きが補える家具・介護用品を整えていきます。
- ⑦ 自分の意思で起こす行動によって何かを実現させたい、あるいは自分で出来なくても何とか実現させたいといった目標を人生の歩みの中で位置付け、機能維持・回復訓練に対する目的意識を高めていきます。実施に於いては方向性を明らかにする為、定められた実務によって効果的な支援を継続させて頂きます。
- ⑧ 日頃から自宅や地域との関わり合いを意識する事で、開放的な気持ちで心身へ働き掛け、施設から出る生活が普通で在り続ける過程を支援していきます。
- ⑨ 入居されるまでの人生の歩みで楽しまれてきた娯楽、暮らしに必要な衣食住に対する働き、四季が感じられる創作活動等を暮らしに取り入れ、心から喜び合える関わりの中で最高の笑顔を引き出していきます。
- ⑩ お互いが思い出に残るような印象的な関わりこそが、「出来る」に変わるきっかけであると思います。
- ⑪ L I F E等の活用によりP D C Aの在り方へ新たな視点を加えながら整えていきます。

## 医務・看護課

- ① 日常の関わり合いを通して、ご利用者様との信頼関係を構築し、状態の把握に努めます。
- ② ご利用者様の思いを聴き、押し量り、非常勤医師・介護職員及び施設の他職種のスタッフとの連携により、安心・安楽な暮らしを支援し、異常の早期発見に努め、心身の不安の軽減や苦痛の緩和に繋げることを目指します。
- ③ 医療的な観点も考慮しつつ、出来る限り望まれる生活へとつなげていけるよう支援します。
- ④ 看取り指針に基づく看取りケアへの取り組みを視野に入れた看護体制の構築に努めます。
- ⑤ 感染症等発生時（インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス等）には早急な対応及び状況によって非常勤医師や産業医の見解や助言に基づき対応を行っていきます。
  - ・手洗い・アルコール消毒等の励行を働きかけ、外部からの侵入を防ぐように努めます。
  - ・皮膚の保清・体位の工夫について介護スタッフへ助言・協働していきます。
  - ・産業医等との連携を行い、予防に努めます。
- ⑥ 入所時の健診・胸部X線撮影等、定期検査の実施により異常の有無の確認を行います。
- ⑦ 月末には定期の備品管理（棚卸）を行い、医務室内の整理整頓に努めます。

- ⑧ 医療機関の受診後はケア記録に残し、また、次回の受診予定日が決定した場合には、受診予定表に記録を行い、確実な申し送りを行います。
- ⑨ 医療機関への入院等が発生した場合は、サマリー等により医療機関への情報提供を行うと同時に栄養管理課等への申し送りを行い、食事の停止等を行います。
- ⑩ 内服薬等管理に関して、誤薬事故の発生がおきないように再三のチェックを行います。
- ⑪ 月 1 回、又は非常勤医師の指示により体重測定を行い体調管理へとつなげます。
- ⑫ 各委員会等との協議において必要に応じた職員研修の開催を行います。

## 特養従来型介護課

- 1. 明るい笑顔と挨拶で、話しやすく親しみやすい風通しのよい環境を作り、優しく寄り添った対応を心がけます。
- 2. 安心して暮らせる生活を支えるために『考え』『計画』『実行』『評価・検証』（PDCA）のサイクルをもって援助します。
- 3. 取り巻く環境で信頼し合える関係性を構築し、傾聴する力を備え、発信された情報の共有と出来る限りの受容に努め、様々な方向性を柔軟に考え、職員同士で確認し合い、よりよいケアへと繋がります。

### ① 排泄、入浴、食事など日常生活について（状況に応じた援助）

排泄、入浴は、プライバシーに配慮し、ご利用者様一人ひとりの身体機能や心身状況、合わせて可能な限り適した方法で援助し、介護ロボット等を活用してご利用者様や職員の負担軽減を図り事故の発生がないように努めます。

食事は、嚥下状態や摂取状況に応じて器や食事形態などの変更も各職種と共に協働、検討します。そして楽しみのある食事へとつなげていきます。

- ② 年中行事で季節を感じ、楽しんでいただく機会をつくり、地域で行われるさまざまな行事に、利用者の個別的状況に配慮しつつ、参加できるような支援を行います。
- ③ 日常の些細な疑問や違和感を覚える事については、職員や施設の他職種のスタッフ間で発信し、検討を行い、職員の感受性を高め、より良いケアへとつなげます。
- ④ 「普段と違う状態」と感じた際には、スタッフへと発信し、協働し対応に当たります。
- ⑤ よりよいケアを目指すため、発信力、検討力（柔軟な思考で）をオンライン・動画研修等を活用した職員研修で培い高めていきます。

## (短期入所生活介護)

在宅生活継続の為に、出来る範囲でご自宅での生活に準ずる日常・介護をケアプランに沿って提供します。本館介護課及び他関わる職員で個人情報共有しケアの統一・実践につなげていきます。

- ・持参された服薬、外用薬についてはケアプランや日常に沿って、必要な場合は看護課で管理し、服薬の援助を行います。
- ・持参された荷物(衣類)は、入退所時に記名や種類、枚数などをチェックし、退所時に不足がないようにします。
- ・機能訓練として日常生活を送りながら、取り組んでいただくよう支援します。
- ・できる限り在宅での生活を継続できるよう、家族や介護者の負担感を軽減できるような支援を行います。
- ・災害時、福祉避難所として地域住民の安全・安心な生活の確保に努めます

## 地域密着型介護支援課

基本方針 「“その人らしさ” “寄り添う心” を大切に」  
「誰のために…何のために…」

私たち人間は、生まれた環境・育った環境・好み等一人ひとり違います。その方に寄り添い声を傾聴・理解し、その人らしさ、個性を大切に、これまでの暮らしの継続が出来るよう関わらせていただきます。

事業方針 「入居者様の暮らしのお手伝い」

### 事業内容

#### ① 入居者様一人ひとりの身体的・精神的状況に応じたその人らしい生活の実現

1. 食事：一人ひとりに応じた食事形態・量・時間・嗜好を大切に食事の提供を行います。また、主食（ご飯）はフロア内で準備を行い、お米の炊き上がる匂いから食事を楽しんでいただきます。「お腹がすいた」「美味しかった」「お腹いっぱい」という感性を大切にします。
2. 排泄：排泄の援助は、その方の排泄パターンに合わせて対応します。  
排泄意が出にくい方でも可能な方にはトイレに座っていただき出来るだけ自然に排泄ができるようお手伝いさせていただきます。その方の排泄の間隔を把握し、下剤だけには頼らず、食物繊維・水分の提供・腹部マッサージ、適度な運動を行い、排泄を促します。
3. 入浴：一人ひとりの身体状況に応じた入浴方法で入浴していただき、プライバシーに配慮し、マンツーマン入浴を行います。

#### ② 居室には、家で使用されていた馴染みの家具や愛用品、思い出の品、ご家族との写真等を持つ

てきていただき、今まで生活されてきた家庭的な雰囲気を大切にし、落ち着いて過ごされる生活環境作りに努めます。

- ③ 余暇活動では、生活の目標や生きがいとなるよう四季折々の行事や個別活動の充実を図ります。日常生活の中で花や野菜作り、収穫を通して季節を感じていただき、旬の食材を使った郷土料理や昔ながらのおやつ作り等を楽しんでいただけるよう努めます。
- ④ 家族との関わりについては、新たな生活様式を継続しながら、オンライン面会や社会情勢に可能な限り沿った対面での面会のあり方の工夫を行います。入居者様の状態や生活の様子を報告を行い、ご家族様からも、気軽に声をかけていただけるような関係を目指します。また、日常生活の様子や余暇活動の写真を定期的に送付し、入居者様の日々の生活を伝えていきます。
- ⑤ 地域との関わりについては、運営推進会議の機会を通して、地域への情報開示・情報交換を行い、地域の方からの助言や要望を日々の支援に活かしていきます。
- ⑥ ユニットケアや認知症に関する学習会を定期的実施し、理解を深めることで専門性の向上に努めます。入居者様が望む暮らしとは何かを常に考え、その人らしい暮らしができるよう支援します。日々の生活の中での小さな「心の声」や「動き出し」にも気づく力を持ち、ご本人様を信じて心に寄り添う関わりを目指していきます。
- ⑦ 事業継続計画(BCP)を作成・理解し、不測の事態が起きた場合に備えます。
- ⑧ LIFEの活用により、入居者様のアセスメントを見直し、随時情報を共有することで、統一されたサービス提供に努めます。

## 栄養管理課

法人の理念・基本方針に基づき利用者様お一人お一人の生活を尊重しその人らしい暮らしの継続を支援します。

### [基本方針]

「『誰のために・何のために』を常に意識し、安心・安全な介護食の提供」に努めます。認知機能や摂食嚥下機能低下により経口摂取が困難な利用者様にも自分の口から食べ楽しみを得られるよう利用者様お一人お一人の嗜好や身体状況に応じた食事提供に努めます。また、利用者様の尊い生命を預かっていることを自覚し、常に衛生管理の徹底に努めます。

### [事業目標]

栄養状態の改善を通じて利用者様の意欲の維持・向上を目指すための支援を目標にします。

また、季節感ある食材を使用し年間行事や苑内行事に合わせた食事・おやつの提供を行います。また、日々の生活に満足感を味わえるような食事提供を行います。

#### [事業内容]

1. 調理法の統一
  - ①委託会社と連携し業務を効率的に行います。
  - ②多職種・委託会社で食事についての検討会を行います。(1回/月)
  - ③療養食の把握に努めます。
  - ④健康状態に合わせた食事の提供に努めます。
2. HACCPの概念に基づき衛生的かつ効率的な業務運営
  - ①大量調理施設マニュアルに則った衛生管理の実施を行います。
  - ②体調管理の徹底に努めます。
3. コミュニケーションの充実
  - ①より良い食環境を提供出来るよう日々各部署との連携やラウンド実施で利用者様の状態把握に努めます。
4. 楽しみある、安心、安全な介護食の提供
  - ①歳時記に合わせた行事食の提供を行います。  
(お正月・ひな祭り・開苑、開設祝い膳・端午の節句・精進料理  
敬老の日・クリスマス・お誕生日会・喫茶の日)
5. 地域に開かれたサービスの提供
  - ①配食サービスの提供を行います。
  - ② 食事、栄養相談を行います。
  - ③「食」に関する情報の提供に努めます。(広報誌・HP)
6. 委託会社との連携の徹底で利用者様の希望に添える食事の工夫を行い楽しみのある食事提供を行います。
7. BCP作成について・・・地域を交えた避難訓練の際に実際に非常食を使用し炊き出しを行います。

## 生計困難者に対する相談支援事業

地域福祉の充実のために、地域で生活課題を抱える方の相談に対し、関係機関のパイプ役を含めて、課題の解決に努めます。

- ① 相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した場合は、相談内容の資料を作成し、施設長に報告し、施設長の可否判断に基づき、チェックリスト等を活用し、漏れの無い迅速な支援が出来るよう心がけます。
- ② コロナ過での、失業された方への支援の方法を学んでいきます。
- ③ 相談援助技術の向上を目的として各種研修会に参加します。

# 居宅介護支援センター新和苑

## 【基本方針】

要介護状態または要支援状態にある高齢者自らの意思を尊重し、その有する能力を最大限に活かし、高齢者が住み慣れた地域、自宅で可能な限り自立した生活を営み、状態の悪化が予防できるように、公平、中立な立場で支援を行います。

## 【運営方針】

- ① 相談には迅速、丁寧に対応し、ご利用者様の尊厳を保持し、地域の相談窓口として、ご利用者様、ご家族様の立場に立ち一緒に考え、地域のための信頼できる事業所となるように努めます。
- ② ご利用者様が可能な限りご自宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し支援します。
- ③ サービス計画の提案にあたり、中立、公平の立場で、ご利用者様、ご家族様にわかりやすく説明し、選択し納得していただき、支援を行います。
- ④ ご利用者様の心身の状況、置かれている環境に応じ、適切な保健医療サービス及び、福祉サービス、施設サービス等多様な事業所や多職種との連携により、効果的な支援ができるように努めます。また、常にモニタリングにより、より良い支援に努めるとともに、虐待や権利侵害の予防の啓発にも取り組みます。
- ⑤ 介護保険法に基づく法令を遵守し、業務が的確に行えるように研修会等にも積極的に参加し、資質の向上に努めます。また、制度の変化やニーズの変化にも対応できるように取り組みます。

# デイサービスセンターたんぽぽ

基本方針 「住み慣れた地域での生活の継続支援」

ご利用者様の主体性を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加の支援を実施します。

事業方針 ご利用者様の住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、心身の状態を把握し、ご家族様や地域・関係機関と連携して、状況に応じた楽しみのある生活を提供できるよう支援を行い、安心で馴染みのある雰囲気や環境作りに努めます。

## 1 安心した生活の支援

- ① ご利用者様の心身の状況を把握し、必要に応じた早期の対応を心がけます。
- ② 居宅介護支援事業所や医療・福祉サービスの関係機関と連携し、常にご利用者様やご家族様のニーズの把握に努めます。
- ③ 通所介護計画は、ご利用者様のニーズとご家族様の意見を反映し、統一されたサービス提供ができるよう支援します。
- ④ 食事・入浴・排泄の援助は身体の状態に応じて、適切な援助方法や介護予防の検討・改善に努めます。
- ⑤ ご利用者様の状態や好みに応じて、ご家族様の希望に沿った、各種脳トレや作業療法、

ゲーム、レクリエーションを行います。また、痛みの緩和のマッサージ器使用による物理療法、身体機能維持の各種体操による体力作りを行います。

- ⑥ ご利用者様の安全を常に意識し、たんぽぽ内の事故予防や送迎中の事故に注意し、安全のため必ずシートベルトを着用し安全運転で援助します。
- ⑦ ご利用者様やご家族様からの要望や相談事など、気軽に相談できるような関係を築き、送迎時に情報交換によるニーズの把握を行います。
- ⑧ LIFE の登録を行い、必要に応じた支援を行い、加算の申請をします。
- ⑨ 事業継続計画(BCP)を作成し、不測の事態が起きた場合に備えます。

## 2 職員の資質向上

- ① 「ヒヤリハット」の事例を基にした研修や認知症等の部署内研修を定期的に行い、適切な対応ができるよう努めます。
- ② ご利用者様及びご家族様に対して笑顔で挨拶し、信頼関係の構築を図ります。
- ③ 非常災害時にも、迅速かつ適切な対応ができるよう、マニュアルを見直し、周知していきます。(BCP 連動)
- ④ 報告・連絡・相談を密にし、情報を共有して援助にいかし、細かい部分での記録も充実させます。

## 3 運営推進会議の実施

会議の中での要望助言等はサービス提供に活かしていきます。

# グループホームしんわ

基本方針 「自宅で過ごされるような居心地の良さの迫及」

グループホームしんわの基本理念である「ゆっくり・一緒に・楽しく」を念頭に、入居者様が住み慣れた地域で「もう一つの我が家」と感じて頂けるように、入居者様が過ごしやすい環境を整え、真心のある介護を提供し、入居者様一人一人の想いを実現できるように努めます。入居者様の毎日の生活がゆっくりと、他者との関わりを持ちながら、楽しく過ごして頂けるように支援していきます。

事業方針 「その人にしかできない暮らしのお手伝い」

事業内容

### 1 自立支援に向けた取り組み

#### ①入居者様一人一人の心身の状況に応じた認知症ケア

- ・ 食事：入居者様の健康に配慮した、栄養バランスのとれた食事を提供します。また、入居者様の状態や好みに応じて個別に対応します。
- ・ 排泄：入居者様の状態に応じて適切な排泄ケアを提供します。明確な排泄意がない場合でも、発語や行動で気づき、スムーズな排泄支援となるように努めます。



- ・ 入浴：入居者様の健康状態や要望に沿った入浴支援を実施し、身体の状態に応じた清潔保持を行ないます。
- ・ レクリエーション等を定期的で開催し、入居者様が刺激のある生活を送って頂けるよう支援します。
- ・ 日課の調理や洗濯物たたみ・掃除など、入居者様一人一人に合った役割を担って頂けるように支援します。

## ②入居者様の意思を尊重する

- ・ 介護サービス提供する上で「気付き」「検討」「行動」の全てに「心」を伴うことが大切であり、グループホームしんわが大切にしている理念の一つです。入居者様の些細な言動に気付き、入居者様の気持ちを尊重し、入居者様自身の意思に基づいた行動ができるよう支援していきます。
- ・ 入居者様自らが考えて行動できるように、入居者様の動線を意識し、快適に過ごして頂けるような環境を整えます。

## ③チームケアの実施

- ・ グループホーム会議、ケース会議、ヒヤリはっと検討会議、その他会議を開催し、申し送り帳や法人ネットワークを活用し、情報の共有と統一したサービス提供ができるように努めます。
- ・ 職種間、他職種間、他部署との連携を図り、ケアの多様性を高めます。
- ・ L I F Eの活用により、入居者様のアセスメントを見直し、随時情報を共有することで、統一されたサービス提供に努めます。
- ・ B C P（事業継続計画）を作成し、災害などの緊急事態が発生した場合に、「事業の継続」が出来るよう、具体的な行動指針に沿って迅速に対応できるように努めます。

## ④生活環境の充実

- ・ 既存の生活からグループホームに入所することで生じる、生活環境の変化の差を緩和できるように、使い慣れた家具などを使用して頂き、「生活の継続」を目指します。
- ・ 入居者様の住環境は常に整備・保全（点検・修理・交換）に努め、清潔で快適な生活空間を作ります。

## ⑤職員の資質向上

- ・ 法人研修及び部署内研修を定期的実施し、法令遵守の重要性に対する理解度の向上を図ります。
- ・ 具体的な事例演習を通じた、虐待（考察）・事故・苦情・利用者の状態急変・感染症が発生した際の職員の対応力の向上を図ります。また、入居者様の状態チェックを徹底し、小さな変化でもすぐに気付ける環境を整えることでも、虐待防止への抑止力につなげます。
- ・ ストレスケアの実施による職員のストレス軽減を図ります。

## ⑥家族との連携

- ・ 御家族様が気軽に相談できる関係作りや、面会時には感染症に配慮した環境を整えます。
- ・ 定期的に入居者様の状態及びサービス提供状況の報告と、サービス方針の相談を行ないます。
- ・ 介護計画には入居者様のニーズと御家族様の意見を反映し、統一されたサービス提供ができる

よう支援します。

#### ⑦地域との連携

- ・ 運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、地域への情報開示および情報交換を行ないます。さらに会議での助言や要望を支援内容にサービス提供に活かしていきます。
- ・ グループホームしんわが地域資源の一つとしての機能を発揮するとともに、その他の社会資源も有効に活用することで、地域に根差したサービス提供ができるよう努めます。

## 天草市ショートステイ事業

支援が必要な高齢者を一時的に宿泊させ、生活習慣の指導及び体調調整等を行なうことにより高齢者の介護予防及び在宅生活の支援を図ることを目的とした天草市の委託事業  
(予定委託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

## 天草市配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に食関連サービスの利用調整と配食を行うことにより、食生活の改善と健康増進を図り、もって在宅での自立支援に資することを目的とした天草市の委託事業  
(予定委託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日)